

青森県報

第二千七百五十六号

平成十九年
三月十九日
(月曜日)

目次

規 則

青森県知事の職務を代理する上席の事務吏員を定める規則の一部を改正する規則……………(人事課) ……一

賠償責任を有する補助職員を指定する規則の一部を改正する規則……………(同) ……一

告 示

基本測量の終了……………(監理課) ……二

右 同……………(同) ……二

水防警報を行う河川の指定……………(河川砂防課) ……二

公 告

肥料の登録……………(食の安全・安心推進課) ……三

建設業者の許可の取消し……………(中南地域(県民局)) ……三

右 同……………(同) ……三

右 同……………(同) ……三

右 同……………(十和田県土整備事務所) ……四

右 同……………(同) ……四

右 同……………(同) ……四

教育委員会

大学院修学休業に関する規則の一部を改正する規則……………(義務教育課) ……五

学校職員の休暇及び休職に関する取扱規則の一部を改正する規則……………(同) ……五

選挙管理委員会

選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数……………(事務局) ……五

規 則

青森県知事の職務を代理する上席の事務吏員を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十五号

青森県知事の職務を代理する上席の事務吏員を定める規則の一部を改正する規則

青森県知事の職務を代理する上席の事務吏員を定める規則(平成十五年六月青森県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

題名及び本則中「事務吏員」を「職員」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

賠償責任を有する補助職員を指定する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十六号

賠償責任を有する補助職員を指定する規則の一部を改正する規則

賠償責任を有する補助職員を指定する規則（昭和四十年十月青森県規則第八十三号）の一部を次のように改正する。

表以外の部分中「当該」を「同表の」に改め、表中「吏員」を「職員」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

告 示

青森県告示第二百号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施した旨の通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年三月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 作業種類

基本測量（一等磁気測量）

二 作業期間

平成十八年七月一日から同月三十一日まで

三 作業地域

上北郡横浜町

青森県告示第二百一号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施した旨の通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年三月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 作業種類

基本測量（精密測地網高度地域基準点測量）

二 作業期間

平成十八年八月十四日から平成十九年一月二十五日まで

三 作業地域

青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市

東津軽郡平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町

西津軽郡鰺ヶ沢町、深浦町

中津軽郡西目屋村

南津軽郡藤崎町、大鰐町、田舎館村

北津軽郡板柳町、鶴田町、中泊町

上北郡野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、おいらせ町、六ヶ所村

下北郡大間町、東通村、風間浦村、佐井村

三戸郡三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村

青森県告示第二百二号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十六条第一項の規定により、水防警報を行う河川を次のとおり指定したので、同条第四項の規定により公示する。

平成十九年三月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

明神川水系

名 称	区 間	
	上 流 端	下 流 端
明神川	左岸 上北郡おいらせ町黒坂谷地二三九番二地先の 右岸 上北郡おいらせ町黒坂谷地三五三番二地先の 神明神川橋下流端 神明神川橋下流端	海に至る場所

公 告

肥料の登録

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第四条第一項の規定により平成十九年三月九日次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成十九年三月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号 青森県第三五七号	肥料の種類 副産石灰肥料	肥料の名称 石灰ラミカル	保証成分量 (パーセント) アルカリ分 五〇・〇	その他の規格 公定規格 のとおり	生産業者の氏名又は名称及び住所 株式会社長慶 弘前市大字高田三丁目六の七
------------------	-----------------	-----------------	-----------------------------------	------------------------	--

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年三月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 櫛引重機
- 二 氏名 櫛引 啓美男
- 三 主たる営業所の所在地 平川市町居山元二九一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一四）第一一八〇七号
- 五 取消年月日 平成十九年三月一日
- 六 取消しに係る建設業の許可
とび・土工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十九年一月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により

確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年三月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 高橋塗装店
- 二 氏名 高橋 政雄
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字大開一丁目七の四
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一四）第一一九六〇号
- 五 取消年月日 平成十九年三月二日
- 六 取消しに係る建設業の許可
塗装工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十九年一月一日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年三月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 佐藤工務店
- 二 氏名 佐藤 輝昭
- 三 主たる営業所の所在地 黒石市野際一丁目三三
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一七）第七四一七号
- 五 取消年月日 平成十九年三月五日

- 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成十八年十二月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

- 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年三月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 青森豊和有限公司
- 二 代表者の氏名 野々宮 松一
- 三 主たる営業所の所在地 三沢市緑町二丁目四三の三〇二
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一八）第五〇〇〇三五号
- 五 取消年月日 平成十九年二月十九日
- 六 取消しに係る建設業の許可
大工、左官、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、熱絶縁、建具工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十八年十二月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

- 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年三月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社開発工業
- 二 代表者の氏名 榊 博俊

- 三 主たる営業所の所在地 三沢市大字三沢字前平一八の三
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一八）第一一五二二号
- 五 取消年月日 平成十九年二月二十二日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木、とび・土工、ほ装工事業に係る一般建設業の許可

建設業者の許可の取消し

- 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

建設業者の許可の取消し

- 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年三月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社おだしま
- 二 代表者の氏名 小田島 一正
- 三 主たる営業所の所在地 十和田市大字赤沼字下平二六三の一一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一五）第六二三五号
- 五 取消年月日 平成十九年二月二十七日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木、建築、大工、とび・土工、ほ装、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十七年三月八日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

教 育 委 員 会

大学院修学休業に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月十九日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第二号

大学院修学休業に関する規則の一部を改正する規則

大学院修学休業に関する規則（平成十三年一月青森県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「養護教諭」の下に「栄養教諭」を加える。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

学校職員の休暇及び休職に関する取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月十九日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第三号

学校職員の休暇及び休職に関する取扱規則の一部を改正する規則

学校職員の休暇及び休職に関する取扱規則（昭和三十六年八月青森県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第三十八条第二項」に、「医療機関」を「結核指定医療機関」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

選 挙 管 理 委 員 会

青森県選挙管理委員会告示第十九号

平成十九年三月二日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成十九年三月十九日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 二二、七〇三人

二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 二六四、一九一人

三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

- 東津軽郡選挙区 八、四七八 人
- 西津軽郡選挙区 一七、七六七 人
- 南津軽郡選挙区 二五、八七四 人
- 北津軽郡選挙区 一六、六一八 人
- 上北郡選挙区 三〇、九〇三 人
- 下北郡選挙区 一〇、一〇九 人
- 三戸郡選挙区 二四、一七五 人

青森市選挙区	七九、三八七	人
弘前市選挙区	五一、九〇一	人
八戸市選挙区	六四、五二二	人
黒石市選挙区	一〇、四九八	人
五所川原市選挙区	一三、三六三	人
十和田市選挙区	一六、八三八	人
三沢市選挙区	一一、三三四	人
むつ市選挙区	一三、二九五	人

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目
番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭